

# 告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十三年三月一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

団体別の措置状況

監査対象団体 (所管部局)	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
株式会社秩父開発機構 (企画財政部)	平成22年12月14日 (第2245号)	<p>【注意事項】</p> <p>秩父観光農林業協会及びちちぶ花銀行の事務を秩父開発機構の職員が取り扱っているが、売上金について、起票や記帳等の経理処理を行わないまま現金(監査日現在94千円)で保管しているなど、事務の執行に適正を欠いていた。</p>	<p>平成22年11月に「他団体受託事務局業務金銭等取扱い要領」を作成し、他団体の事務局業務に係る金銭の出納について、起票等の経理処理のルール化を図るとともに、総務部長を会計責任者とし、組織的なチェック体制を整備した。</p>
財団法人埼玉県勤労者福祉センター (産業労働部)	平成22年12月14日 (第2245号)	<p>【注意事項】</p> <p>雇用主負担で団体保険に加入しているが、当該団体保険に係る年度ごとの割戻金等について法人収入に計上せず、これを簿外の銀行預金(監査日現在残高51,914円)としていたことは不適切であった。</p>	<p>指摘のあった割戻金等については、平成22年9月の月次決算において全額「雑収入」として法人収支に組み入れた。</p> <p>今後、割戻金等を受領したときは、すみやかに福利厚生費に戻入処理を行う。</p>
埼玉県住宅供給公社 (都市整備部)	平成22年12月14日 (第2245号)	<p>【注意事項】</p> <p>平成21年度の交際費には、受領した前渡金(200,000円)に残額(年度末95,236円)を生じたが、精算の処理をすることなく翌年度に繰り越したことは不適切であった。</p>	<p>平成22年度に繰り越した交際費の残額については、11月30日付けで戻入(雑収入)の手続きを行った。</p> <p>今後、交際費の前渡金については、所要額をその都度交付する方法に改めるとともに、翌月5日までに精算の処理を行い、これを出納役(財務課長)が確認することを徹底した。</p>

<p>株式会社さいたまリバーフロンティア (企業局)</p>	<p>平成22年12月14日 (第2245号)</p>	<p><b>【注意事項】</b> 平成21年4月に役員による現金不正持ち出しの不祥事が判明したことから、同年5月11日付けで再発防止策を定め、チェック体制を強化することとした。 しかしながら、本社の小口現金に係る現金出納簿の記載において日付が前後した記入があり、日々の現金検査の徹底が図られていない。</p>	<p>現金の管理について、直ちに以下のとおり改善し、徹底することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金の支払いや受入れがあった場合は、必ずその日のうちに出納担当者が現金の出納をチェックし、現金出納簿に記帳する。</li> <li>終業前に出納責任者(経理経営改善推進役)が必ず現金を確認し、現金出納簿の残高と再度照合する。</li> </ul>
------------------------------------	---------------------------------	--	---